

職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況

分限処分は、心身の故障等のため職員がその職責を十分果たすことができない場合に、公務能率を維持することを目的として、職員の意に反して行う不利益処分のことで、免職・降任・休職・降給の4種類があります。

種 類	処 分 の 内 容	18年度 処分件数
免 職	公務能率を維持する見地から、職員の意に反してその職を失わせる処分	0 件
降 任	職員が現に有してる職より下位の職に任命する処分	0 件
休 職	職員に職を保有させたまま一定期間、職務に従事させない処分	2 件
降 給	職員が現に決定されている給料の額より低い額の給料に決定する処分	0 件
計	-	2 件

2 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員に職務上の義務違反や、公務員としてふさわしくない非違行為がある場合に、その責任を確認し、職員に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として科せられる制裁処分であり、免職・停職・減給・戒告の4種類があります。

種 類	処 分 の 内 容	18年度 処分件数
免 職	職員を懲罰として勤務関係から排除する処分	1 件
停 職	職員を懲罰として一定期間、職務に従事させない処分	1 件
減 給	一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分	1 件
戒 告	職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分	0 件
計	-	3 件